

# 現代中国の地方都市に在住する中年世代の老親扶養問題

——きょうだい間の格差を中心に——

李 姝\*

## Summary

This study focused on the middle-aged generation, who must support both parents and children in a Medium City of China, and found the problem of elderly dependents, centered on the disparity between siblings. According to the results of the semi-structured interview survey, (1) Those who can afford it comprehensively and overall are more responsible for elderly dependents. (2) There is a tendency for older siblings to be more dependent because they have a relative and relatively large margin. (3) If the “son” cannot be expected to support the elderly, the “daughter” is expected to support the elderly. In the case of elderly dependents by a “daughter”, the eldest daughter determines whether or not the elderly are dependent on the elderly. The above three points were confirmed.

## 目 次

- I 研究背景と研究目的
- II 先行研究と研究課題
- III 調査地・調査方法・調査対象者の概要
  - 1. 調査地の概要
  - 2. 調査方法の概要
  - 3. 調査対象者の概要
- IV 研究内容
  - 1. 具体的な扶養内容からみる老親扶養の実態
  - 2. きょうだい間の格差からみる老親扶養の分担
  - 3. 「娘」による老親扶養
- V 考察と結論
  - 1. 現代中国における老親扶養の実態
  - 2. 「娘」による老親扶養の実態

## I 研究背景と研究目的

中国における老親扶養は基本的に「家庭扶養」を前提として、高齢者福祉制度が構築されている。「中央政府は対策を出し、地方政府は金を出す」という中央政府の地方財政への依存が強くみられる(陳 2008: 21)。そのため、経済発展が遅れている地方都市は、大都市と同じ水準の行政サービスを実施することが困難である。さらに、地方都市は、大都市に比べて、高齢者施設の不足や高齢者の自己負担の増加、その家族への負担が拡大している。都市化と近代化が急激に進んでいるものの、各省の間で経済発展の差異によって格差がみられるのである。さらに、同じ省の中でも、大都市と地方都市、そして農村には、経済・戸籍・教育など顕著な地域間格差があるとともに、社会保障制度も異なっている。

したがって、福祉サービスは都市に限定され、地方政府の経済水準や施策力などへ過度に依存し

---

\* リ シュ 文学研究科社会学専攻博士課程後期課程  
2021年10月4日 査読審査終了

ているため、地方都市の福祉サービスはいまだ発展途上である。つまり、地方都市の中年世代は、老いた親を扶養する負担が、都市の人々よりも大きいという現状である。

中国政府は、1980年代から一人っ子政策を30年以上実施してきたが、地域や民族によって政策の実施基準が異なる。1990年河南省計画出産条例の規定によれば、当時一人っ子政策が厳しく実施されたが、農村出身の人は最初の子どもが女兒の場合にはもう一人子どもの出産が可能であった。このように、中国で一番人口が多い河南省では、計画出産の時期においても2名以上の子どもを持つ家庭が珍しくなかった。先行研究では、親と子という「タテ」の関係性や、きょうだいという「ヨコ」の繋がりに関する介護の問題に関しては検討されてきた。しかし、「ヨコ」の関係は、都市と農村の研究にとどまっていた、工業化の遅れている地方都市の検討はなされていない。ゆえに、本研究の目的は中国における地方都市<sup>1)</sup>であるZ市に在住するきょうだいがいる中年世代を対象として、彼らが直面している老親扶養問題を明らかにすることである。

## II 先行研究と研究課題

建国後から1980年代まで階級闘争や「文化大革命」などの影響で、中国の政治・経済は混乱した。家族の研究を含む人文・社会科学の研究の停滞も招いた。1978年から改革開放政策が施行された。1980年代から90年代までの間に、費は中国における家庭構造について調査し、中国には西洋の「リレー式」関係と異なり、基本的に双方向的な「フィードバック式」関係が維持されていると指摘した(費 1983; 1985)。

費が主張する「フィードバック式」の世代間関係は親世代と子世代の間における平等原則に基づく「交換関係」である(郭 2001: 221-254; 2011: 275-282)。このような比較的平等な関係が1990年代まで維持されてきた。しかし、市場経済の導入

などによって個人化や近代化が進んだため、このような双方向の関係が徐々に不均衡化した。そこで、賀雪峰、楊華らは農村部における家族関係に注目し、子世代が親世代に対する義務より、親世代が子世代に対する責任の方が重視されていると指摘した(賀 2008; 2009; 楊 2007)。つまり、お互いに対等な関係から子世代に傾斜しているということである。

1990年代に検討されてきた「交換関係」について、その時期と形式をめぐる議論が展開された。代表的なものには王(2008)の研究がある。王によれば、完全な世代間関係は「フィードバック式」の養育・扶養関係があると同時に、交換関係も存在している(王 2008)。また、その他に陳柏峰によって農村部における老人の自殺問題に関する報告がなされている。陳は、子世代に存在する功利主義<sup>2)</sup>的な考え方に注目し、老人の自殺という現象の調査をした結果、「若者たちは高齢者に対する態度は高齢者たちが自分にとって価値があるか否かによって判断するという功利主義的な意識を持っている。高齢者たちも、子どもが自分を扶養するか否かは自分が子どもにどれほどの財産を渡せるかによって判断するのが当たり前だと思っている」と述べる(陳 2009)。つまり、高齢者たちの老後生活は自分が子世代に提供する資源によって決められている。

これらを受けて、孫新華ら(2013)により「交換型」世代間関係という概念が提起された。孫薇薇は同じく農村部における養老問題に焦点を当てて、「功利養老主義」の概念を提起した(孫 2014)。つまり、有償養老(条件付きの養老)と子世代にとって一番有利な方法で老親扶養を決めるという概念である。これまで子世代が老いた親の老後を負担するのは当たり前のことであった。しかし、現在は経済的に余裕があり、持ち家や貯金など資源を持っている親あるいは能力がある親の方が扶養される傾向にある。そのため、社会競争が激しく経済的負担の大きい子世代が複雑な計算

方式によって、自らの老親扶養に対する態度を決めることになる。

これまで経済的余裕がある親世代から子世代・孫世代へ投資することによって家族の社会的地位の上昇などを目指す側面があることも指摘されてきた。都市化した地域に対して研究する施(2018)の調査結果で示されたように、子世代に集中的に投資することによって結果的に家全体が経済的に上昇することが可能になっているという見方である。このように、現代中国における都市化した地域においては、高齢世代が年金や収入を得るなどして相対的に自立することによって、高齢世代と若年世代に挟まれた中年世代は若年世代の教育コストに集中投資することが可能になる。確かに高齢世代がある程度年金に恵まれていれば、子世代にかなりの教育費を出すことで家族の社会的地位の上昇が期待される。しかし、地方都市では、中年期の夫婦世代は介護あるいは扶養が必要となる老親世代と下の自立困難の子世代を支え、板挟み状況に陥っている。中年世代の自らの生活が維持できなくなる時に三世代ともに倒れてしまう状況も予想されている。したがって、地方都市における世代間関係について検討を加える必要があると考えられる。ゆえに、本研究では、現代中国では「地域間再配分」が機能しておらず、また都市・農村という二元的戸籍問題などのために、近代化が遅れている地方都市に着目し、中年世代が老親扶養を担っている現状に至るまでのプロセスを解明するうえで、きょうだい間の格差がどのように老親扶養に影響を及ぼしているのかを明らかにする。

前述したように、先行研究の問題点はだまかに2つに分けられる。

1つ目は、中国の老親扶養問題について、都市・農村という「二極化」を前提として研究されているものが多く、中間にある地方都市における老親扶養の問題はあまりみられなかった。本研究は地方都市に在住する中年女性に注目し、きょうだい

がたくさんいる場合、どのように老親をみるのかをみていく。また、きょうだい間に格差がある場合、どのように老親扶養に影響を及ぼしているのかを分析していきたい。

2つ目は、従来の研究は親子関係や夫婦関係がどのように老親扶養に影響するのかを、二世代間の関係に注目して捉えていることが多い。たくさんきょうだいがいる家庭と一人っ子家庭を比較して、子どもの数の違いやジェンダーという視点から老親扶養問題を捉えている研究もある。しかし、複数のアクターが存在しているのに、いずれも二世代間の関係に、老親扶養問題が単純化されている。

そのため、本研究は地方都市における親と子の両方を支えなければならない中年世代に注目し、きょうだい間の格差を分析枠組みに入れて老親扶養問題を明確にすることを目指す。

### Ⅲ 調査地・調査方法・調査対象者の概要

#### 1. 調査地の概要

本研究の対象地には中国の内陸に位置する河南省の一地方都市Z市を選定している。

Z市は河南省の中南部に位置し、9県と1市轄区を管轄している。河南省統計局のデータベースによると、Z市の常住人口は703.7万人であり、戸籍人口は965万人である(Z市人民政府門戸網駅2021)。戸籍人口と常住人口を比較すると、250万人を超える格差がある。人口流出が顕著である原因は、中国における地域間分配システムの機能不全で、大勢の若者たちが中卒もしくは高卒程度で沿海部にある広州や上海などの大都市に出稼ぎに行くからである。

教育については、河南省は一般的に教育水準が低い。高等教育では、大学の数は全国水準の半分にすぎない。高学歴の割合は他の地域の比率より圧倒的に少ない。2019年の中国の大学レベル及びそれ以上の高学歴の平均値は8.6%であり、北京市や上海市の比率はいずれも20%を上回るのに対し

て、河南省は6.3%にすぎない。少数民族が集中する省を除いて、河南省の高等教育の比率は最下位とも言える。教育の経費と資源（人材、設備など）は、先進地域においては容易には集められるが、河南省Z市のような政策が遅れている中部内陸地域にとってはかなり困難なことである（李 2002：97；赤坂 2012：24）。教育水準の上昇を通して社会的地位を上昇させることは容易ではないが、教育水準の上昇以外に他の手段がほとんどない。

産業構造については、Z市の地方政府が農業都市から工業都市へ転換する方向で努力しているが、依然農業中心だと言える。河南省の統計データによると、Z市において、農産物の産量は年間700万tで、河南省の総産量の12.5%である。中でも、油を産出する農産物の産量が全省の第1位である。このように中国において、対象地である河南省は、農業中心の省という位置づけである。したがって、農業以外に地域経済を支える主幹産業が少ないため、農村地域の若者の出稼ぎ問題と都市への若者の就職問題も相まって、人口流出が顕著であるという特徴があると言えよう。

## 2. 調査方法の概要

本研究は2017年8月から2019年10月にかけて長年中国河南省の地方都市Z市に定住し、中等教育<sup>3)</sup>以上の学歴があり、当事者あるいは配偶者に安定した雇用があり、親、子、きょうだいがいる中年女性（48歳～64歳）5名とその家族へ半構造インタビュー調査を実施した。調査は一人当たり約1～3時間、住居構造、家族・親族構成、家事・育児・介護、仕事などの基本的な質問項目リストに沿いながら、方言<sup>4)</sup>を使って行った。基本的に筆者と対象者の1対1の状況で行われたが、他の家族成員が途中に参加する場面があった。その後、他の家族成員への聞き取り調査を含めて、2、3回の追加調査を行った。なお、学術目的以外に一切使用しないことを対象者に説明し、許可を得た上で録音し、コーディング作業を行った。プライ

バシーに十分配慮し、インタビュー対象者の氏名はすべて匿名で表記している。

## 3. 調査対象者の概要

調査対象者の平均年齢は、女性53歳、男性57歳であった。中国の定年年齢の法律規定によれば、一般的に女性55歳、男性60歳で定年退職になる。そのため、対象者たちはいずれもすでに定年になったあるいはもうすぐ定年になる年齢である。また、中国において、60歳以上になると高齢者と認められるので、対象者の親の年齢層は主に高齢者、多くは後期高齢者である。

対象者とした中年女性たちはいずれもきょうだいを持っている。しかも、親と一時同居もしくは近居している傾向がみられる。経済的に余裕がありながらも、高齢者と子どものケア問題をめぐって、様々な苦悩や不安を抱えている。

## Ⅳ 研究内容

本章では、主に「どのような援助を得たか」、「きょうだい間の格差がどのように老親扶養に影響するのか」に焦点を当て分析をしていく。調査対象者の基本属性については、適宜表1を参照されたい。

### 1. 具体的な扶養内容からみる老親扶養の実態

老親扶養の概念について、森岡（1997）や那須（1970）等の研究を参考にしながら、大まかに「経済的扶養」、「身体的扶養」と「心理的扶養」の3種類に分ける。分かりやすくするために、老親扶養を実父母と義父母との老親扶養に分け、そのうえで、経済的扶養、身体的扶養、心理的扶養という具体的な扶養内容から老親扶養の実態を見ていく。表2と表3で簡単に示している内容を参考に、調査内容を紹介していきたい。

はじめに、経済的扶養から老親扶養の実態をみていく。

明確な経済的扶養をしているのはAさんとBさんのケースだけである。その他ではDさんのみが

表1 フェイスシート1

|              | 同居家族          | きょうだい            | 住居形態            | 居住形態                             |
|--------------|---------------|------------------|-----------------|----------------------------------|
| Aさん<br>(54歳) | A・実父母・夫(55歳)  | 弟2人・妹            | 一戸建て            | 実父母と同居、義父母と近居。<br>義理の息子と近居。      |
| Bさん<br>(51歳) | B・夫(53歳)・娘・息子 | 兄(長男)・姉4人        | 一戸建て            | 息子、時々家に帰る夫、時々家<br>に帰る娘との非典型的4人家族 |
| Cさん<br>(64歳) | C・夫(76歳)・娘    | 妹1人・弟2人          | 一戸建て            | 夫、娘との3人家族                        |
| Dさん<br>(49歳) | D・夫(53歳)・娘    | 兄(長男)・姉          | 福祉住宅<br>賃貸マンション | 実父母は兄と近居、義母は自立<br>生活。夫と娘との3人家族   |
| Eさん<br>(48歳) | E・夫(48歳)・娘    | 姉(長女、死亡)・<br>兄2人 | マンション           | 実母は自立生活、義父母は夫兄<br>と同居。夫と娘との3人家族  |

出所：筆者作成

表2 実父母への老親扶養

|     | 経済的扶養                     |      | 身体的扶養                  | 心理的扶養                   |
|-----|---------------------------|------|------------------------|-------------------------|
|     | 金銭提供                      | 物質提供 | 身体的介護                  | 情緒的満足                   |
| Aさん | 年金なし、子どもによる<br>生活費の提供     | あり   | あり                     | 近辺で遊び、散歩をする、トラ<br>ンプをする |
| Bさん | 年金なし、ケアをする姉<br>に扶養費提供     | あり   | あり<br>現在は姉がケア          | 近辺で遊び、散歩をする             |
| Cさん | 年金あり、貯金あり、収<br>入あり、経済的に自立 | 時々あり | 親戚による日常的な世話            | 近辺で遊び、散歩をする、裁縫<br>をする   |
| Dさん | 年金あり、貯金あり、経<br>済的に自立      | 時々あり | 必要な時に、子どもが順番<br>にケアをする | 近辺で遊び、散歩をする、農業<br>をやる   |
| Eさん | 年金あり、貯金あり、経<br>済的に自立      | 時々あり | 必要な時のみ子どもに頼る           | 仏教徒の友人と一緒に、お寺に参<br>拝をする |

出所：筆者作成

表3 義父母への老親扶養

|     | 経済的扶養                                 |      | 身体的扶養                  | 心理的扶養                   |
|-----|---------------------------------------|------|------------------------|-------------------------|
|     | 金銭提供                                  | 物質提供 | 身体的介護                  | 情緒的満足                   |
| Aさん | 年金あり、貯金あり、経<br>済的に自立、子どもによ<br>る入院費の提供 | あり   | あり                     | 近辺で遊び、散歩をする             |
| Bさん | あり                                    | あり   | 男性使用人によるケア             | なし                      |
| Cさん | なし                                    | なし   | なし                     | なし                      |
| Dさん | 年金あり、貯金あり、経<br>済的に自立                  | 時々あり | 必要な時に、子どもが順番<br>にケアをする | 近辺で遊び、散歩をする、教会<br>に行く   |
| Eさん | 年金あり、貯金あり、経<br>済的に自立                  | 時々あり | なし                     | 近辺で遊び、散歩をする、孫の<br>世話をする |

出所：筆者作成



経済的に余裕がなく、住居も政府が提供している福祉住宅であり、老親への経済的扶養はなかなか実現しにくい。他のケースについては、老親世代のほとんどは年金と貯金があるため、老親世代は健康なあいだは子どもに経済的に依存せずとも生活できている。AさんとBさんのケースは、いずれも実父母がZ市の戸籍ではなく、農村ないしZ市が管轄する県の出身である。AさんとBさんの実父母は地元で在住する他のきょうだいによる老親扶養を期待していた。しかし、それがなかなか実現できずに、最終的に、Z市に在住する娘であるAさんとBさん（その後、同じZ市に在住しているBさんの姉）に依存している。

・Aさん

Aさんは2013年実父母と同居し始めたので、経済的扶養と身体的扶養の両方を担っていると言える。実母がガンになって介護をしなければならない時に、Aさんは他のきょうだいに援助を求めたが、結局「交換条件」の形で妹の子どもに支援することによってある程度妹の支援を得られた。他のきょうだいは老親への経済的提供が一切ないだけでなく、身体的扶養が必要となる際にも積極的に回避しようとした。

・Bさん

Bさんは一見すると実母の身体的扶養をしていないが、障害児である息子が沿海部都市にある障害児学校に通うまでは、実母の扶養はほとんどBさんが担っていた。

次に、身体的扶養に関してみていく。

明確に経済的扶養をしているのは2ケースだけであるが、何らかの形で身体的扶養をしているのはほぼ全てのケースである。具体的には、Aさんは実父母と義父母の両方に経済的扶養と身体的扶養をし、実父母と同居してからは、ガンになった実母のケアを優先している。義父母とは近居しているが、義父がガンになり、入院した際にケアを担っていたのもAさんであった。現状からみれば、Aさんは実母のケアを優先しているが、実際には、

4人の高齢者の世話をしていると言ってもよい。それは、Aさんは実母と義父の入院費を出したり、入院時の介護をしていることがその根拠である。ゆえに、Aさん夫婦は経済的扶養だけではなく、身体的扶養もしていると言える。

Bさんは実父が亡くなるまで実父母と同居して経済的扶養と身体的扶養の両方をしてきた。障害のある息子を出産した後に、Bさんは息子のケアを優先することにした。そのため、実母の扶養に関して、Bさんは仕方なく同じZ市に在住している姉に依頼した。経済的扶養について、Bさんは姉に毎月十分な生活費を出している。身体的扶養については、家政婦を雇っているので、家事や料理など日常生活の世話は家政婦に依頼している。

義父母の場合は、義母が亡くなるまでBさんの夫の元妻がケアを担っていた。しかし、Bさんの夫の元妻は離婚することに対して大変ショックを受け、病気になり、その後あっという間に亡くなった。その後、ケアの担い手がなくなったBさんの義父は当然ながら、息子=Bさんの夫に頼ることにした。Bさんは義父との関係が悪いにもかかわらず、義父のケアを担わなければならない状況に直面した。そのため、Bさんは男性の使用人を雇って、義父のケアを依頼している。

このように、BさんはAさんとほぼ同じように、実父母と義父母の両方を支えなければならない状況である。しかも、経済的扶養と身体的扶養の両方を担っている。

・Cさん

Cさんの場合、義父母がいないため、実父母の扶養だけを担えばよいが、2011年に実父が亡くなった後に、実母の扶養問題に関して、他のきょうだいと順番に実母と同居し、実母の面倒をみることにした。しかし、それはうまく行かなかった。Cさんの実母は子どもの配偶者との関係が悪いため、一時期同居していたが、すぐ中断することになった。

Cさん：「うちの父はずいぶん前に亡くなった。75歳か76歳の頃だった。母はまだ健康なので、一人でも生活ができる。実は父が亡くなった後に、私と2人の弟の3人で順番に母を迎えて、一緒に暮らしてみた。しかし母と弟の嫁の関係が悪くて、2か月も経たずすぐに中止した。その後に、うちの家に来た。うちは、いつも旦那さんが料理をしている。旦那さんが昔軍隊で調理の仕事をしていたので、私より料理ははるかに上手だよ。しかし、それでも母は不満で、よく食事を食べるときや旦那さんが調理した際にいろいろと口を出していた。……結局、母と一緒に生活するのは難しい。他の方法を考えなければならない。父が亡くなり、ひとりぼっちになった母をほっといてはかわいそうなので、母の世話をするために、第2人と相談して母を老人ホームに入所させた。」(2017年9月4日のCさんのインタビュートランスクリプションより)

2017年第1回インタビュー調査をした時に、Cさんは他のきょうだいと相談した結果、一時的に実母を老人ホームに入所させた。しかし、定年になったCさんの実母は年金があるので、老人ホームの生活はなかなか慣れなくて、一人暮らしの生活を選んだ。その後、2018年第2回インタビュー調査を行った際には、Cさんの実母は他の親戚が日常的な世話を担っていた。一見すると、Cさんは一人の親だけをケアすればよい状況だったが、複雑なプロセスの中で、経済的扶養が必要とされない母親に対して、身体的扶養についてはCさんを含めてきょうだい全員が回避しようとしている。2人の弟と1人の妹、Cさんを含めれば4人きょうだい全員がZ市に在住しているのに、誰も老親扶養を担っていない。Cさんの実母は貯金があり、裁縫が上手なので、毎月の収入がある。つまり、Cさんの実母は経済的に自立できている。身体的扶養に関しては、Cさんの実母は子どもの誰から

も求められない状況である。Cさんは実母が病気になった時、ケアを担ったことがあるが、日常的な世話をしているのはほとんど親戚である。しかし、親戚は家事や料理をする程度であり、しかもその親戚の子どもに無料で住む家を提供することによって「交換関係」が成り立っているので、この「交換関係」がいつまでも続くわけではない。「他のきょうだいと皆で平等に親を扶養する」ということが期待できないため、現在はCさんは一時的に老親扶養を回避したが、将来実母の身体的扶養が必要となる際に、担い手がCさんに押し付けられることも予想できる。

#### ・Dさん

Dさんの実父母は年金があるため、経済的扶養は必要ない。また、実父母がまだ健康な状態なので、Dさんの兄(長男)と同居しているとはいえ、日常生活についてはほとんど老夫婦がお互いの世話をしている。一見すると、Dさんの実父母は扶養が不要な状態であるが、実はDさんきょうだい全員が不定期的に親の家に行き、家事や料理をしたり、おしゃべりをしたりしている。特に親が病気になった時、Dさんを含めてきょうだい全員が順番に親のケアをしている。これは経済的扶養がなくても、「情緒的満足」や「身体的介護」の側面からみれば、Dさんたちきょうだいが実父母の身体的扶養をしていることを示している。

義父母に関しては、Dさんの義父はすでに亡くなっている。義母はDさんの夫を含めて複数の子どもがいる。Dさんの夫は脳血栓による障害で要介護状態になっている。Dさんは夫と大学卒の娘との3人で安い賃貸の政府の福祉住宅に住んでいる。Dさん自身の生活はかなり苦しい状況である。そのため、義母に対しても、経済的扶養がほぼ不可能なので、実行可能なのは身体的扶養と心理的扶養である。

#### ・Eさん

Eさんの場合、実父母の扶養に関しては、長女である姉が亡くなるまで、ほぼ姉が担っていた。

姉が亡くなった後に、一時的にEさんを含むきょうだい全員が実母と同居してみたが、「嫁姑問題」によって中断した。一人で老後自立生活をしているEさんの実母は、宗教により情緒的満足や孤立感の解消を図っている。Eさんの実母は、2人の男の子（Eさんの兄）、2人の女の子（亡くなった姉+Eさん）の合計4人の子どもを持っている。しかし、長女である娘が亡くなった後に、他の子どもに頼れずに、Eさんの実母は一人で暮らしている。

義父母は、沿海部大都市に在住しているEさんの義兄と同居している。一見すると、義兄が義父母の老親扶養を担っているが、実は逆で、義父母が義兄の子（つまり孫）の子育てを手伝っている。シングルファーザーである義兄は仕事が忙しくて、子どものケアをする余裕がなかった。妻が亡くなった息子の手伝いをしようと考え、Eさんの義父母が定年後に、沿海部にある大都市で生活している息子のところに通っている。一見Eさんは義父母の老親扶養を回避したが、実は将来的にEさん家庭も実父母と義父母の両方の老親扶養の担い手になるという問題に直面する可能性は大いにある。

最後に、心理的扶養という側面からみていきたい。

表2と表3に示されているように、「情緒的満足」に着目すれば、5ケースのうち、「近辺で遊び、散歩をする」という記述が多い。また、「トランプをする」や「裁縫をする」や「参拝をする」など単純な行動がみられる。地域活動に参加するなど余暇活動が豊富とは言えない。孫世代の若年世代はほとんど成人になっているか、もうすぐ成人になるので、老親世代にとっては「孫の世話をする」という必要がない。むしろ、「孫の世話をする」必要があるのは老親世代ではなく、Aさん夫婦のような中年世代である。中年世代は、以前は老親世代から育児支援を受け、現在は老親世代の扶養を担っている。ある意味では「親への恩返し」

もしくは「フィードバック」関係にみえるが、必ずしも全員が老親に対して「フィードバック」を行っているわけではない。

#### ・Aさん

例えば、Aさんの場合、再婚カップルなので、再婚相手の両親すなわち義父母から、育児支援を受けたことがなく、義父母への「フィードバック」という考えもない。その一方、対比的にみえるのは、夫方の弟夫婦の場合である。夫方の親は長期間弟夫婦と同居生活をしている。同居生活により、家計を抑えられると同時に、家事・育児もほとんど夫方の親が行っている。日常的に、夫方の母親がご飯も用意して、昼間は当時定年になってから自営業を始めた父親の手伝いに行っていた。夜になると、母親は家に戻って、晩御飯を準備し、掃除・洗濯などをしていた。それ以外に、弟夫婦の子ども面倒もずっと見ていた。具体的には、毎日送迎もして、暇な時間には孫娘（弟夫婦の子）と遊んだりもしていた。つまり、弟夫婦の代わりに弟夫婦の娘を育てていたということである。Aさん夫婦に比して、明確に親から育児支援を受けているAさんの夫の弟夫婦は子どもが成人しても相変わらず親から支援を受けている。

このように、不平等と感じるAさんは実父母と同居して、全面的に親の面倒をみている。それに対して、Aさん夫婦と同居していない夫方の両親へのサポートは主としてお見舞いに行き、新鮮な果物やプレゼントを用意するなどである。近居しているけれども、1ヶ月に1回や2回だけの頻度である。逆に、弟夫婦は娘が大学に進学してから、頻繁に夫方の親の新居に行き、土産がなくても、一緒に食事をして会話をするだけで、夫方の親にとっては十分心が慰められているようだ。このように、Aさんは実父母に対しては、病気の時に介護することだけではなく、親の精神的・心理的な面も重視・配慮して一生懸命支えている。その一方、義父母に対しては、Aさんは仕方がなく夫の代わりにガンになった実父のケアを担っているが、



心理的扶養の面からみれば実父母へのサポートが優先であることは一目瞭然である。

#### ・Bさん

Bさんのケースをあげると、Bさんは実母から育児支援を得ていた。その代わりにBさんはより多く老親を扶養するという「暗黙の約束」がきょうだいの中に共有されている。しかし、Bさんは障害を持つ息子がいるため、息子のことを優先することを余儀なくされた。Bさんは金銭提供によって姉に実母の世話を頼んで、実母の身体的扶養も家政婦に任せているが、姉が依然として不満を抱き、同居生活がうまく進められなかった。実父母の老親扶養に関して、Bさんは第1回インタビューでは以下のような内容を語っていた。

Bさん：「姉の家の方が広いし、大学の仕事があるに忙しくないのだから、私より時間がある。正直言って、姉の方がうちよりお金持ちだよ（笑）！ まあ、本来私が母を扶養すべきだが、今さすがに時間も気力もなくて、姉に頼んだ。私がお金を出してお手伝いさんを雇っている。普段母の世話をするのはそのお手伝いさんだ。1日3食を作って、洗濯や家事をするのは別の家政婦がいるので、このお手伝いさんは母のケアだけをする。……私は以前時間があつた時には、1週間1回か2回姉の家に、母のお見舞いに行っていた。家政婦を雇ったお金を姉に渡し、果物や食べ物などを母に渡していた。」（2017年8月22日のBさんのインタビュートランスクリプションより）

#### ・Cさん

Cさんにとっては実母の扶養だけを担えばよいが、それだけでもきょうだい間に争いがおこる。結局のところ、実母は年金と貯金以外に、裁縫をすることによって毎月収入があるため、経済的に自立できている。また、日常的な世話は親戚が担っているため、身体的扶養はほとんど必要とされ

ない。しかし、心理的扶養という側面では、Cさんの実母は夫が亡くなった後に、子どもと一時的に暮らしてみたが、結局のところ、一人暮らしにならざるを得なかった。空き部屋を親戚に借りることで「親戚による日常的な世話」をしてもらえるが、やはり心理的には孤独感があると想像できる。

#### ・Dさん

Cさんと似ているが、Dさんの実父母が健康で年金や貯金によって経済的に問題がないので、身体的、経済的扶養は必要としない。義母の状況も似ている。たくさん子どもを持つ老親は子どもと一緒にご飯を食べたり、おしゃべりをするだけでも、十分心を慰められる。このように、経済的に余裕がないDさん夫婦は実父母だけでなく、Dさんの義母に対しても心理的扶養のみ行っているが、老親にとっては「情緒的満足」が得られることが大事である。

#### ・Eさん

Eさんの場合、一人暮らしで寂しいEさんの実母は仏教徒になり、同じ信仰を有する仏教徒と一緒に、よくお寺に参拝をする。先述したように、Eさんの実父母の扶養について、経済的扶養が必要とされない一方、身体的扶養は期待せずに、結果として宗教に依存している状況である。

以上のように、いずれも老親扶養を完全には回避できないと言える。逆に言えば、部分的であれ、いずれも老親扶養を担っている。経済的余裕がない方がより身体的扶養や心理的扶養に関わり、身体的扶養が不可能なケースには金銭提供などによって経済的扶養をしないしお見舞いに行くなどで心理的扶養をする。時間的余裕があり、経済的余裕もある方が経済的扶養だけでなく、身体的扶養と心理的扶養を担っているケースもある。要するに、高齢者の一部は年金や貯金によって経済的には自立できているが、身の回りの世話や病気の看護など身体的扶養が依然として子どもに依存せ

ざるを得ない状況である。特に心理的扶養に関しては、子世代から経済的支援や身体的援助をもらっている高齢世代であっても、心理的もしくは精神的な側面からみれば子世代から十分な「情緒的満足」を得ているとは言い難い。

2. きょうだい間の格差からみる老親扶養の負担

これからきょうだい間のせめぎあいから老親扶養をみていきたい。分析に先立ち、インタビューの内容を簡潔にまとめ直して示したい。以下の家族関係図を参考にして、きょうだい間の格差がいかなる老親扶養に影響を及ぼしているのかを明確にしたい。

・Aさん

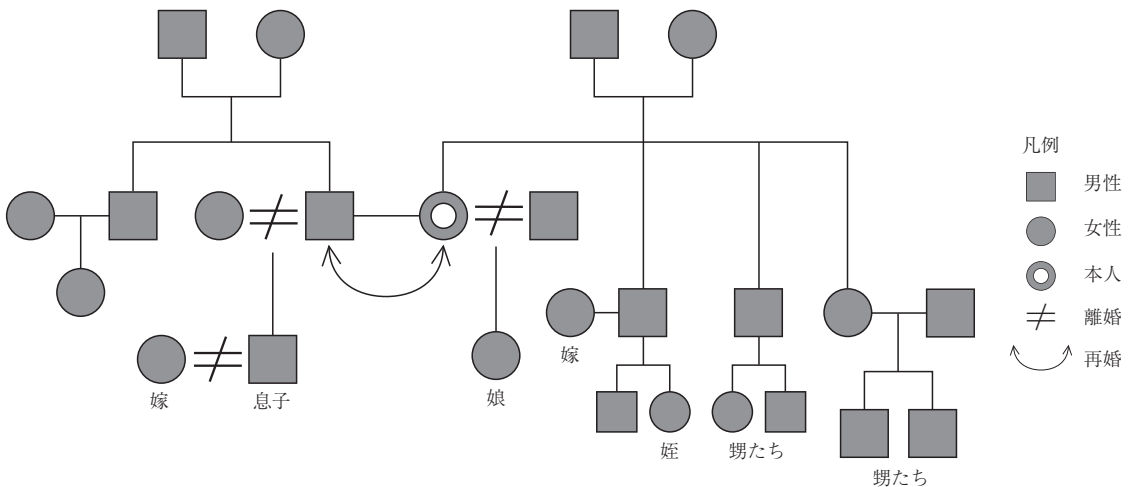
分析に当たって、Aさんのケースをあげたい。Aさんの実父母は「息子」による老親扶養の期待があったが、「嫁姑問題」によって家から追い出されてしまい、Z市に在住する「娘」のAさんのところに来てしまった。実母と義父二人の親の介護問題に対して、実親のケアを優先することにした。それでもまだ負担が過重であり、弟から支援をも

らえずに、妹の子どもたち（甥）の教育費を拠出することによって、「交換条件」の形で実母のケアを分担していた（李 2021 : 119）。Aさんにとって、きょうだい皆で老親を扶養するという期待があったが、結果的に、Aさん一人だけに全ての負担を押し付けられた。「姪や甥」たちへの教育費や勉強環境の提供などによって、一時的に妹に実母への身体的扶養の支援を求めたが、それを長期的に維持することがなかなか難しい。

義父母が再婚相手の両親で、再婚の夫との間に子どもがいないAさんは義父母に対して情緒的な結びつきがあまりみられなかった。経済的扶養が不要である義父母は夫の弟夫婦に将来的に財産を相続する予定があり、しかも、転居を契機として、それまで住んでいたマンション6階にある家を夫の弟夫婦に譲渡したことである。このように、義父母と親密な関係があまりないにもかかわらず、相続の件に関して義父母への「不平等」な扱いに対してAさんが文句を言っていた。第2回インタビューの際に、Aさんは以下のような思いを口にした。

Aさん：「同じ子どもなのに、彼ら（夫の弟夫

図1 Aさんの家族関係図



出所：筆者作成

婦)と昔一緒に暮らして、ご飯を用意したり、孫娘の面倒を見たりしていただけて、元の家をすでに彼らに与えただけにとどまらず、現在の家まで将来与えるなんて、ありえないこと！私たち(Aさん夫婦)はなにかをもらおう気持ちはないが、ここまでの不公平な分配を見れば、心の中が微妙になる。」(2017年9月11日のAさんのインタビュートランスクリプションより)

Aさんのように、手が回らない時に、きょうだいに援助を求めているのは、5ケースのうち4ケースである。Aさんは妹と実母のケアを分担し、Bさんは姉に実母のケアを依頼し、CさんとDさんは兄弟姉妹が平等に親のケアを担っている。いずれも他のきょうだいの援助が必要であり、親族ネットワークへの依存が根強く残されている。Eさんの場合、以前は実父母のケアはほとんど長女である姉が担っていた。それだけでなく、Eさんは末子なので、たとえ姉がいなくなっても、親のケアを兄2人で順番にみればいいという期待があり、自分まで親を扶養しなければならないという状況を想像することもなかった。安定したケースゆえに、安定していないケースより一層老親を見ざるをえない状況にあったと言える。

これらの例をみると、家族・親族内で経済的に余裕がある人にばかりサポートが求められる。5ケースはいずれも親と子のケアをしなければならない。当事者一人だけに押し付けられているわけではない。しかし、完全に老親扶養や子育てを回避したわけでもなく、対象者全員が兄弟姉妹を持っているにもかかわらず、必ずしも親族から支援をもらえるわけではない。要するに、きょうだい平等に親の面倒をみるという家族規範が弱体化しているとみられる。

1990年代以降、経済改革により、「単位制」が崩壊してくるとともに、高齢者扶養システムはうまく機能しなくなった。特に一人っ子政策や改革開放政策などの国家政策により、均等分担という「家

庭扶養」の基盤が段々と失われてしまった。親族ネットワークへの期待があるが、それは実現できなくなりつつある。また、女性の家庭内地位の向上につれて、家庭養老機能が弱体化しつつある(王・海 2019: 60-64)。したがって、家族関係において、縦軸の親子関係や世代間関係よりも、横軸の夫婦関係が重視されてきている(範 2013: 90-95)。しかし、女性の家庭内の地位が上昇する一方で、伝統的な家族構成と養老文化も残存している。農村では、親が子どもに対して平等にしていれば、きょうだいで平等に老親扶養が行われる。他方、都市では、一人っ子は老親を扶養するが、一人息子のほうが一人娘に比べて老親扶養を行う傾向がある。

一般的には、親子関係が良好であれば、老親扶養が行われる(張・韓・陳・方 2018: 2761)。また、他のきょうだいが老親扶養を積極的に担うならば、自分は親子関係が悪くても、他のきょうだいの関係が悪くても、老親扶養を積極的に支援する。きょうだいによる老親扶養コミットによって本人のコミットも影響が出ることが知られている(張・林・張 2018: 21-33)。

第1節に記述した内容を含めて、以下の3点が明らかになった。1つ目は、きょうだい間に経済的格差がある場合、家族・親族内で経済的に余裕がある人に老親扶養の負担が期待されている点、2つ目は、きょうだい間の不平等(経済・戸籍・教育など)により生じる一方的に流れていく老親からの支援、あるいは余裕がある人が他の余裕がない親族に支援することが当たり前のように思われている点、3つ目は、余裕がある人は積極的に老親扶養を担っているが、他のきょうだいにも平等に親の面倒を見てもらうことを期待しているという点である。しかし、結果として、老親扶養は余裕がある人に押し付けられるという現実になっている。

以上のように、中国の地方都市におけるきょうだい間の老親扶養に対するせめぎあいが確認され

た。

### 3. 「娘」による老親扶養

伝統的な中国社会においては、子どもによる老親扶養が期待されていた。ここの「子ども」というのは、通常の場合、娘を含まず、男子である息子たちを指している。つまり、「息子」たちが皆で老親を扶養することである。

近年は、「息子」もしくは「息子の嫁」による老親扶養が弱体化しており、「娘」による老親扶養への期待が高まっている。そのため、本節では「息子」ではなく、また「嫁」という役割でなく、「娘」という視点から老親扶養の実態をみていく。

まず、ジェンダーという視点から男きょうだいと女きょうだいの間の格差による老親扶養問題をみていきたい。

インタビュー調査の内容により、5ケースの中で、長女であるのはAさんとCさんの2ケースである。Aさんは実父母と同居、義父母とは近居の形で、経済的扶養だけでなく、身体的扶養もしている。それに対して、義父母がいないCさんは実母の扶養問題だけを負担すればよいのだが、「一時同居」から「母親を老人ホームに入所させ」、その後「母親の一人暮らし」から「親戚による日常生活の世話」という複雑なプロセスを辿っている。実母への扶養問題に対して、長女であるCさんは他のきょうだいが分担してくれるという期待があったが、なかなか実現できなかった。実際、第1回インタビュー調査ではCさんの語りによれば、実母との同居が中止になった一番の理由は、配偶者と実母との関係の悪化ということがある。実母が弟の嫁とも関係が悪いというのは「嫁姑問題」であるが、Cさんの夫と実母との関係が悪いというのは、違う理由である。

第1節と第2節にすでに記述したように、5ケースすべての当事者の中年女性たちはいずれも老親扶養から回避できずに、部分的ないしより多く老親扶養を負担しているとみえる。言い換えれば、

中年女性である当事者たちは全員が男きょうだいを持っているにもかかわらず、男きょうだいから老親扶養の支援や援助がないまま、家族以外の仕組みに頼るか当事者一人が主にみるかという自己選択を余儀なくされている。完全に老親扶養を負担するか／しないかという二者択一ではなく、本来は当事者たちはきょうだい間の話し合いの中で、その都度その都度で調整されていく状況に応じた分担であるべきである。

次に、男きょうだい間の格差から老親扶養問題をみていきたい。

#### ・Aさん

ここには典型例としてAさんのケースをあげたい。Aさんの義父母は夫の弟夫婦の子育て支援をして、それが終わった後も続けて夫の弟夫婦の支援をしていた。2012年、夫の弟夫婦の娘が大学に進学した頃には、義父母は高齢になっていた。6階の家に毎日登るのが大変なので、年金そして貯金で夫方両親はその家の近くにある1階の新築を購入した。義父母は弟夫婦と別居になり、弟夫婦は6階のマンションに住み続けている。義父母の新しい家はAさん夫婦の家と弟夫婦の家の真ん中辺りにある（2017年9月11日のAさんのインタビュートランスクリプションより）。

このように、Aさんの夫と弟はきょうだいだが、夫より非正規雇用で経済的に余裕がない弟夫婦の方が圧倒的に高齢の親から経済的援助から日常的な世話まで全面的にサポートされている。同じ「息子」であっても、きょうだい間に格差がある場合、相対的に余裕がある方に老親扶養の期待が高いということがわかった。

最後に、女きょうだい間の格差から老親扶養問題をみていきたい。

#### ・Cさん

IV-1節の具体的な扶養内容からみた老親扶養の実態からすると、経済的に自立できる実母に対して、Cさんは経済的支援はせず、必要な時だけ実母のケアを担っている。図2のCさんの家族関係



図を参照しつつ、詳細に述べていく。

同じ「娘」として、Cさんの妹とCさんとは扶養状態が明確に異なっている。Cさんは以下のように語った。

Cさん：「……妹は同じZ市に住んでいるが、将来両親の財産と家を私と妹2人が相続する可能性はなく、弟2人だけが相続するので、不満を感じる妹は母の世話などを一切せずに、普段の連絡もほとんどなかった。この前、母が病気になった時、弟夫婦は一応入院費用を分担してくれたが、妹は顔を出すこともなく、何も手伝ってくれなかった。」(2017年9月4日のCさんのインタビュートランスクリプションより)

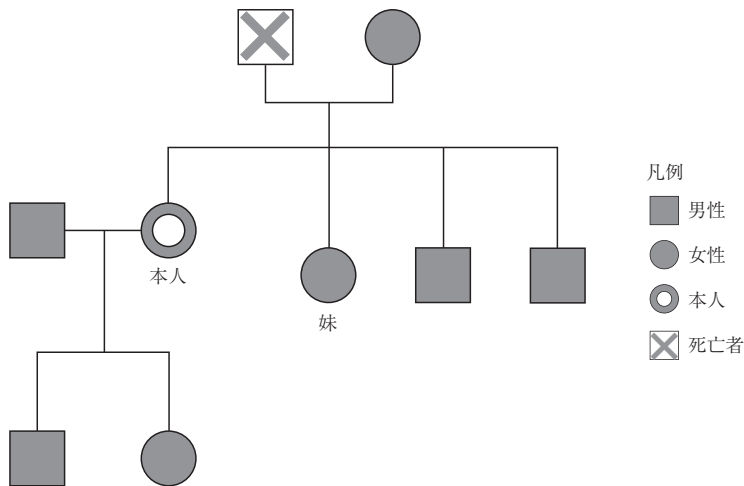
Cさんの語りによれば、実母のケアを一切せずに、「男子均分相続」をする予定の実父母に対して、財産と家を継承できないCさんの妹は老親扶養を積極的に回避した。それに対して、Cさんは「長女」として親に対する責任感と「情緒的な結びつき」また実母との「情緒的親密さ」から、実母の老親扶養を完全には放棄することができなかった。

Cさん：「……私は長女なので。弟たちが本当に頼りなくて、頼んでもいつも「うち、仕事が忙しくて、ごめん！」と断られた。どんなに忙しくても、母が入院しているのに、お金を出したらもうなにもやってくれないなんて！ 本当にしょうがない。私がやらないと、母はだれが見るの？ だから、私がやるしかないよ！」(2017年9月4日のCさんのインタビュートランスクリプションより)

Cさんのケースを一例として、「長女」としてのCさんは、親の財産や家を相続することはないが、他のきょうだいと一緒に実母のケアをするという期待があったが、こうした「子どもによる老親を平等に扶養する」という理想的な老親扶養状態は達成できなかった。一方、同じ「娘」であるCさんの妹は「親から何ももらえないのに、半分半分で財産を相続できる兄たちがやればいいんじゃない！」(2017年9月4日のCさんのインタビュートランスクリプションより)と語っていた。「相続権」がないことを理由としてうまく実母のケア負担を回避していた。

DさんとEさんのケースを含めて言うと、Cさ

図2 Cさんの家族関係図



- 凡例
- 男性
  - 女性
  - 本人
  - ☒ 死亡者

出所：筆者作成

んは「長女」としての役割規範に縛られていると考えられるが、「末子」であるDさんとEさんはまさにその逆の立場に立っているとみえる。「末子」だからこそ、「長女」や「長男」がいるのに、なぜ私が親をみななければならないのかという不満が生じる。しかしながら、「末子」であっても、DさんとEさんは完全に老親扶養から回避できるわけではなく、「長女」や「長男」の他のきょうだいが扶養できない場合、自らが老親扶養を担う番にならざるを得ないことがわかった。

男きょうだいとは異なり、財産を相続する権利も持たない「娘」として、Cさんは実母に対して「心理的扶養」と「身体的扶養」の方がより多く行われている。Cさんと相反するのはCさんの妹である。Cさんの妹は次女であるため、姉のCさんと比べて、実母との情緒的な結びつきは親密であるとは言い難い。

このように、「嫁姑問題」で「嫁」ないし「男子の息子による老親扶養」が期待できない場合、自然に「娘」へ期待するようになる。しかし、「娘」による老親扶養はあくまで「息子」の代替的な機能として果たされていると言える。

また、「娘」による老親扶養が確実になっているだけでなく、その中でも、「長女」の方がより身体的扶養をする傾向が明らかになった。

## V 考察と結論

### 1. 現代中国における老親扶養の実態

日本における老親扶養に関する研究は、「性別役割分業」を前提として、家制度のもとでは長男の嫁つまり女性による扶養規範があった。このような規範が近代化と核家族化によって揺らぐことになってきたが、「嫁」から「娘」への老親扶養期待が上昇している一方、依然として性別役割規範に縛られている。つまり、夫の許可を得ることを前提としている（春日 2000）。しかし、「夫は仕事、妻は家事」という鮮明な性別役割分業がある日本と異なり、共働き社会である現代中国においては、

男女とも働いているので、老親扶養に関しては日本と異なる要因が存在していると予想される。

従来の研究では、春日（2000）などによれば、日本だけでなく、中国でも近代化によって家父長制の支配が弱体化するまで、老親扶養の担い手はほとんど女性＝長男の嫁であった。しかし近年、嫁による老親扶養の期待が弱まっている一方、娘による老親扶養の期待が高まっている。日本と異なり、中国は共働き社会であるとともに、1980年代から一人っ子政策が基本国策として30年以上実施されてきた。一人っ子政策の実施により、家庭構造や人口構造が大きく変化するとともに、従来子どもが老いた親を扶養するという規範が揺らぎつつある。一人っ子政策が実施された頃に出産した親が現在定年を迎えているにもかかわらず、その中年世代は上の老親世代の扶養問題にも直面している。言い換えれば、一人っ子世代の親世代である現在の中年世代は自らの老後生活を迎つつある一方、上の老親世代と下の子世代の両方をみなければならないことがある。

老親扶養の問題について、張（2015）は初代の一人っ子世代に注目し、老親扶養志向もしくは老親扶養意識に関して質問紙調査を行った。調査の結果、性別役割規範からすれば男性の方が身体的扶養より経済的扶養の意識が高いと思われたが、中国の場合はこの逆であり、女性の方が高いと論じた（張 2015：91-100）。

本研究の研究対象は中年世代、しかも女性に焦点を当て、調査を行った。先行研究（張 2015）では手段的な扶養に着目し、「経済的扶養」と「身体的扶養」の2種類の扶養に関する意識を扶養意識として扱ったが、本研究は「情緒的満足」にも着目し、「情緒」は「心理的ないし精神的扶養」として扱うことにした。3種類の分類による分析の結果、5ケースの中では、圧倒的に当事者である中年女性の方が老親扶養を担っているケースが多いことが明らかになった。

先行研究によれば、中国においては、経済的な

扶養規範が強く、女性で地方出身者の人は経済的扶養意識が強い。そして、経済的な扶養規範が強く、家族成員数が多い人は同居意識が強かったことが示されていた（張 2015：91-100）。しかし、Cさんのケースからみれば、必ずしもこうであるとは言えない。Cさんは地方都市の出身者であり、数多くのきょうだいを持っている中年女性であるため、張の研究対象者である一人っ子世代とは相違点があるが、全く逆の結果になったことは興味深いと思われる。張の研究が中年世代にも該当するのであれば、地方都市の出身者であり、数多くのきょうだいを持っている中年女性は経済的扶養意識と同居意識が強いと言えるが、Cさんは、なぜ老親に対して経済的支援をせずに、同居もうまく進められないのだろうか。AさんとBさんはいずれも親に対して全面的に扶養しているが、Cさんはなぜ同じ状況にならなかったのだろうか。

劉・長弘ら（2005）の研究によれば、老親扶養意識に関しては、女性より男性の方が高いとされる。張（2015）は30～35歳の一人っ子世代を対象として、中国遼寧撫順市に在住する若者に質問紙調査を行い、結果として、就学年数が短い女性は身体的扶養意識が高かったと指摘している（張 2015：91-100）。逆に就学年数が長く、経済的余裕がある方がより老親へ経済的扶養をすると考えられる。経済的余裕がない方が老親へ経済的扶養をできないのが当然である。その一方、身体的扶養に関しては簡単に推測できない。先行研究による「身体的扶養規範」、すなわち性別役割規範が老親の身体扶養にいかに関与するのか、共通している規範なのかについても疑問がある。

もし身体的な規範意識があるとすれば、女性の方は身体的扶養意識があると予想される。加えて、経済的な要因も含め、余裕がある方の扶養意識が高いと予想されるが、Bさんの場合、姉の方がはるかに余裕を持っている。しかし、Bさんの姉は余裕があるにもかかわらず、老親への扶養意識が低い。ならば、身体的規範もしくは性別役割規範

ではなく、他の規範が影響していると考えられる。

研究内容のまとめからみると、老親扶養に対して、身体的扶養規範や経済的扶養規範だけではなく、実は伝統的な扶養規範と近代的な扶養規範のズレが同時に作用していることが確認された。

## 2. 「娘」による老親扶養の実態

子どもによる老親扶養という「家庭扶養」が弱体化している現代中国において、「余裕がある方による老親扶養」、「息子もしくは嫁による老親扶養」から「娘による老親扶養」に移行し、状況に応じた分担すなわち「状況適合的」な老親扶養（中西 2007：46）になっている。先行研究（唐ら 2009）では「娘」による老親扶養と世代間関係をジェンダーという視点からみてきた。その結果、「息子」は老親に対して「身分」ないし「責任」という規範に縛られている。一方、「娘」の場合、老親に対する扶養は「身分」や「責任」ではなく、「情分（情緒的な結び）」ないし「良心」によって縛られている。一見すると、「娘」による老親扶養が増えているが、実はその中身は経済的支援は少なく、心理的扶養や日常的な世話をするのが一般的である。ある意味では、「娘」は「息子」の代替的に位置付けられているが、根本的には高齢世代は相変わらず「息子」の方を重視している（唐ら 2009：18-36）。本研究は3つの側面から具体的にきょうだい間の格差がどのように老親扶養に影響を及ぼしているのかをみてきた。先行研究とは異なり、男きょうだいと女きょうだいの差異というジェンダー差だけでなく、同じ性別であっても、きょうだい間のせめぎあいによっても老親扶養に影響を及ぼしていることを確認した。具体的には、以下の通りである。

(1) 総合的・全体的に安定しているからこそ、より老親扶養の負担が期待される

一例として、Aさんの事例からみていきたい。

### ・Aさん

実父母がもしAさんを頼れずに、地元で他の老

親扶養の担い手がない場合、本来ならば最低生活保障という福祉制度が利用可能である。しかし、子どもがたくさんいるのに、最低生活保障に依存することは、老夫婦にとって「恥ずかしいこと」である。一方、Aさんは長年Z市に在住しているので、実父母と近距離で親をケアすることがなかった。公務員として仕事と生活が安定しているAさんは、最初職場の近くに家を借りて、実父母と近居して毎月の生活費を提供していた。このように、扶養の担い手がAさんになり、最低生活保障はもらえないが、Aさんの実父母にとっては「他人にいやな言葉を言われるよりまだいい」、「低保（最低生活保障）に依存するなんて、とんでもないこと」、「他人の噂話になってしまうくらいなら、このままで死ぬ方がましだ」（2017年9月11日のAさんのインタビュートランスクリプションより）ということになる。

つまり、最低生活保障などの高齢者社会保障制度が都市部ではある程度整ったが、利用者はほんの一部だけである。しかも、中国において、全国的には社会保障制度の水準が低いため、先進地域の大都市では社会基本年金制度がほぼ完成したが、Z市のような後進地域といわれる地方都市には、年金制度が普遍化されておらず、高齢者向けの医療保険制度や社会ケア保険制度なども確立していない（周・落合 2007：124）。言い換えれば、現代中国において、老親扶養は一部の経済力が高い先進地域としての大都市を除いて、老後生活の保障となる優先順位はやはり「家庭扶養」がまず選ばれることになる。

結果として、Aさん夫婦のような仕事・生活・子ども・住所などが安定している方が、親の扶養を担うことになりやすい。つまり、総合的・全体的に安定しているからこそ、より老親扶養の負担が期待されるのである。

(2) 部分的な「フィードバック式」関係が形成されている

子どもによる老親扶養の伝統規範が弱体化して

いるが、きょうだい数が多い中年期の夫婦世代が中心になっている現在の中国において、この世代の老親扶養意識は依然として伝統規範が残っている。その一方、都市化と近代化によって近代思想の影響も受けているので、結局地方都市の中年世代には部分的な「フィードバック式」関係が形成されていることになっている。一例として、Bさんの事例をあげる。

・Bさん

Bさんは娘が幼い頃に元夫と離婚し、娘を連れてZ市に移動していた。経営者として商売で忙しいBさんは育児をする余裕がなかった。実母をZ市に呼び、娘の世話を依頼した。実母はBさんの育児を手伝い、他のきょうだいの子どもの面倒を見ることができなかった。そのため、Bさんは実母に感謝する気持ちがあり、他のきょうだいの不満を配慮して、将来他のきょうだいに代わり実父母の老後生活をみるという約束をした。しかし、娘が大学に進学した1年後、Bさんの再婚した夫が浮気をした。浮気をした夫との婚姻関係を維持するために、2010年にBさんは40歳の時に息子を産んだ。その後、息子の言語発達が遅れていることに気付いて検査を受け、息子には広汎性発達障害があることが確認された。Bさんの夫はそれを知ってから息子に対する愛がなくなった。Bさんの夫は元妻との間に生まれた息子の家を頻繁に訪問するようになった。障害を持つ息子のために、Bさんは商売を他のマネージャーに任せて、娘のことさえ考える余裕もなく、実父母の面倒を同じZ市に住む姉に頼んで、息子を持って沿岸部にある大都市の障害児学校に通っていた。

このように、Bさんは実父母に対してどちらかというと「フィードバック式」関係に見えるが、障害児等の原因で老親扶養を担うことが難しかった。換言すれば、Bさんは親に対して「フィードバック式」関係を形成しようと考えていたが、他の原因によってこのような関係が中断され、結局部分的な「フィードバック式」関係となった。



### (3) 共働き夫婦への老親扶養の高い期待

高齢化が進む現代社会において、老親扶養に対して中央政府が一連の社会政策を打ち出している。同居扶養が弱体化しているにもかかわらず、中国政府は未だに「家庭扶養」を提唱している。例えば、2016年に「孝老假」の規定が北京市に「北京市十三五時期老齡事業發展企画」によって制定された。「孝老假」というのは、休暇が取れないという理由で老親扶養を担えない共働き家庭に注目し、「親孝行」をするために休暇を取る規定である。その後、河南省にも類似した「親の介護のために休暇を取る」という条例が策定された。さらに、地方新聞やメディアによる「不孝」行為への非難や指摘がよくみられる。このように、国・政府による「家庭扶養」の推奨は高齢者の生活保障を家族に依拠することを促している。共働き夫婦への老親扶養の高い期待がみられる。

以上のように、本稿では地方都市の中年女性が直面している老親扶養問題を詳細に記述してきた。実父母と義父母への老親扶養を分け、さらに経済的扶養と身体的扶養の2つの側面から総合的に考察を行った。その結果、以下の3点の知見が得られた。

1つ目は、老親扶養に関して、経済的余裕がない方がより身体的扶養に関わり、身体的扶養ができない場合、金銭提供などによって経済的扶養をすることである。さらに、時間的余裕があり、経済的余裕もある方が両方を担っている傾向がみられる点である。総合的・全体的に余裕がある方がより老親扶養を担っている。地方都市に在住する高齢者の一部は年金や貯金によって経済的に自立できているが、身の回りの世話や病気の看護など身体的扶養は依然として子どもに依存せざるを得ない。また、特に心理的扶養に関しては、子世代から経済的支援や身体的援助をもらっている高齢世代であっても、心理的もしくは精神的な側面からみれば子世代から十分な「情緒的満足」を享受しているとは言い難い。

2つ目は、きょうだい間のせめぎあい老親扶養に影響することである。きょうだいの中で、相対的・比較的に余裕がある人が、より老親扶養を担う傾向がある。中年女性の当事者たちには全員男きょうだいがいるにもかかわらず、男きょうだいから老親扶養の支援や援助を受けることができず、家族以外の仕組みに頼るか主に当事者一人のみかという二者選択を余儀なくされている。本来は完全に老親扶養を負担するかゼロなのかの二者択一ではなく、当事者たちの話し合いの中で、その都度変化していく状況に応じた分担をしていくべきである。

3つ目は、「息子」による老親扶養が期待できない場合、「娘」による老親扶養が期待されることである。しかし、「娘」による老親扶養はあくまで「息子」の代替的な機能として果たされているとみえる。また、相続権を持たない娘たちは親に対して「経済的扶養」を行うより、「身体的扶養」や「心理的扶養」の方をより多く行っていることがわかった。

本稿ではきょうだい間の格差を中心に老親扶養問題について検討してきたが、最後に今後の課題を述べる。まず、老親世代と中年世代の関係がいかに老親扶養に影響するののかについて十分に捉えられていないということである。また別稿において詳しく紹介していきたい。次に、本研究は中年世代の女性を対象としたが、これらの中年女性たちの老親扶養に対するきょうだい間のせめぎあいの中で「娘」による老親扶養の傾向が確認された。しかし、一人っ子世代が家族形成の中心になり始めている現在、中年女性自らの老親扶養に関してはいかなるものになるのかという疑問がある。高齢期を迎えている中年世代が自らの老後生活について、一人っ子世代の子どもとの親子関係が老親扶養にいかなる影響をもたらすのかを確認する必要がある。さらに、中年世代の男性によるケア責任は中年女性と異なる現実が生じる可能性がある

ということもあるだろう。最後に、老親扶養に関して、「家庭扶養」を提唱する中国政府側の影響力、つまり社会的要因もさらなる検証をする必要がある。特に高齢者向けの社会保障制度が完備されていない地方都市では、地方新聞やメディアの発信による老親扶養への影響も検証すべき課題である。

#### 注

- 1) 「2019年中国中小城市発展報告」によれば、都市を区分する最新標準は基本的に人口規模、経済発展水準とGDPなどによって総合的に判断して分けられる。人口規模からみれば、小城市、中等城市、大城市、特大城市と巨大型城市に分けられる。市区常住人口、つまり都市が直接的に管轄している区に6ヶ月以上に住んでいる住民のことである。50万人以下は小城市、50万人～100万人は中等城市、100万人～300万人は大城市、300万人～1000万人は特大城市となる。1000万人以上は巨大型城市となる。しかし、河南省や山東省のような人口が多い省の場合、例えば、Z市の常住人口は2020年11月時点には700万人を超えていた。人口規模が大きい一方、経済発展水準とGDPは大城市の水準になっていない。都市を区分する最新標準によれば、Z市は「中等城市」にあたる。多くの場合、省会（河南省の省会は鄭州市）以外の都市は、相対的に経済発展が進んでいないため、地方都市と言っても過言ではない。そのため、本研究は中部内陸地域における地方都市の代表の一つとして、Z市に焦点を当てた。
- 2) 通常であれば、功利主義は家族全体の最大幸福を重視する立場である。ただし、全体の幸福のために一部が犠牲になることは許容される。ここでの「功利主義」は自らの利益を重視する立場の利己主義と異なり、私益を得るために高齢者の扶養を回避することではなく、核家族ないし自らの小さな家族のために老親扶養に対する態度や行動を決めるということである。「功利主義的」な観念から「功利養老主義」という概念まで、いずれも強調しているのは老親扶養と子世代への支援の両方を支えることが困難な場合、高齢者の扶養を犠牲にして子世代を優先することにしたことである。本稿では、この点についてはさらなる分析をしている。

- 3) 中国では、中央政府が全国統一の教育制度を定めている。基本的に小学校は6年、初級中学校は3年（日本でいう中学校にあたる）、高級中学校は3年（日本でいう高校にあたる）に分かれており、小学校と初級中学校の9年間は義務教育期間である。初級中学校（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等專業学校、一般に4年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある（日本文部科学省2021）。中等教育水準があるというのは、初級中学校を卒業する教育水準を持つことである。高齢世代の識字率が低いことと教育水準が低いことに対して、中年世代の当事者たちは中等教育以上の教育水準がある。さらに、若年世代の場合、留学する子どももいるので、中年世代と比べて、さらに高学歴化が進んでいる。世代ごとに教育水準が上がることは中国において、教育を通して自らの社会的地位が上昇する道が開けているという意味がある。
- 4) 調査対象者の中年女性の中に、中国語標準語を使える人が少ないため、本研究は地元の方言である河南語を使ってインタビュー調査を行った。また、筆者は、自らが河南省Z市出身者であるためアドバンテージを活かしながら、対象者との間にお互い丁寧な信頼関係を形成した。その中で調査対象者に自らも深く関わりながら長い時間をかけて、当事者やその家族との緊密なコミュニケーションをとることができた。

#### 参考文献

- 〈日本語文献〉
- 赤坂真人「現代中国における経済格差と教育格差—浙江省—所得格差が生む教育格差—」（『吉備国際大学研究紀要』第22巻、2012年）19-39ページ
- 周維宏・落合恵美子「中国の高齢者—中日比較の視点から—」（落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』、2007年）121-142ページ
- 施利平「中国における都市化と世代間関係の変容—浙江省一近郊農村の事例研究より—」（『家族社会学研究』第30巻第1号、2018年）31-43ページ
- 張星眸「中国の一人っ子世代における老親扶養に関連する要因」（『老年学雑誌』第5巻、桜美林大学大学院老年学研究科、2015年）91-100ページ
- 陳曉嫻「中国の「福祉の社会化」について：高齢者サー

- ビスの多元化と民営化の政策射程』（『人間科学共生社会学』、2008年）6、13-28ページ
- 中西泰子「若者の老親扶養志向にみるジェンダー：「娘」の意識に注目して」（『家族社会学研究』第19巻第2号、2007年）45-57ページ
- 春日キスヨ「介護とジェンダー 男が看とる女が看とる」、有限会社家族社、2000年
- 那須宗一「老親扶養研究の現代的意義」（那須宗一・湯沢雍彦編『老親扶養の研究—老人家族の社会学』、垣内出版、1970年）3-20ページ
- 費孝通『生育制度—中国の家族と社会』横山廣子訳、東京大学出版会、1985年
- 森岡清美『新しい家族社会学』、培風館、1997年
- 李复屏「中国の地域間格差に関する研究の動向と課題」（『龍谷大学経済学論集』第42巻第1号、2002年）95-112ページ
- 李姝「中国河南省一地方都市における家族関係の変容のプロセス」（『日中社会学研究』第28巻、2021年）28：111-123ページ
- 劉瓊玲・長弘千恵・黄賛松〔他〕「中国南西部地域における大学生の老親扶養意識に関する調査」（『久留米医学会雑誌』第68巻第5・6号、久留米医学会、2005年）152-158ページ
- 〈中国語文献〉
- 陳柏峰、「代際関係変動与老年人自殺—対湖北京山農村の実証研究」、『社会学研究』4、2009年、pp.157-176
- 費孝通、「家庭結構變動中の老年贍養問題—再論中国家庭結構の變動」、『北京大学学報（哲社版）』3、1983年
- 範成傑、「代際関係的下位運行及其對農村家庭養老影響」、『華中農業大学学报（社会科学版）』1、2013年、pp.90-95
- 郭于華、「代際関係中の公平邏輯及其變遷—對河北農村養老事件的分析」、『中国學術』4、2001年、pp.221-254—『傾聽底層』、廣西師範大学出版社、2011年、pp.275-282
- 賀雪峰、「農村家庭代際關係の變動及其影響」、『社会学研究』、2008年
- 「農村代際關係論—兼論代際關係的價值基礎」、『社会学研究』5、2009年、pp.84-92
- 孫新華・王艷霞、「交際型代際關係：農村家際代際關係的新動向」、『民俗研究』1、2013年、pp.134-142
- 孫薇薇、「農村養老實踐中的“功利養老主義”探析」3『廣西民族大学学報（哲学社会科学版）』6（4）、2014年、pp.53-59
- 唐燦・馬春華・石金群、「女兒贍養的倫理与公平—浙東農村家庭代際關係的性別考察」、『社会学研究』6、2009年、pp.18-36
- 王躍生、「中国家庭代際關係的理論分析」、『人口研究』4、2008年、pp.13-21
- 王敬・海莉娟、「傳統与現代之間：代際失衡、青年婦女奪權与家庭養老弱化」『中国青年研究』3、2019年、pp.60-64
- 楊華、「当前我国農村代際關係均衡模式的变化」、『古今農業』、2007年
- 張鈺穎・韓耀風・陳煒・方亜、「与子女關係对老年人養老意願的影響」、『中国老年学雜誌』38（6）、2018年、pp.2758-2762
- 張海峰・林細細・張銘洪、「子女規模对家庭代際經濟支持的影響—相互卸責或競相示範」、『人口与經濟』4、2018年、pp.21-33
- 〈インターネット資料〉
- 河南省人民政府門戶網「河南省人口概況」、<http://www.henan.gov.cn/hngk/system/2011/03/04/010233542.shtml>、2018年9月6日アクセス
- 河南省統計局「2018年河南省人口發展報告」、[http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page\\_pc/tjfw/zxfb/article23b7b91dd3ee4b32b76187a648b17ba2.html](http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page_pc/tjfw/zxfb/article23b7b91dd3ee4b32b76187a648b17ba2.html)、最終閲覧日：2019年7月10日アクセス
- 河南省統計局「2015年河南省人口抽樣調查主要数据公報」、[http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page\\_pc/tjfw/tjgb/qstjgb/article3c46eee6f4994872ab2d397bb8179246.html](http://www.ha.stats.gov.cn/sitesources/hntj/page_pc/tjfw/tjgb/qstjgb/article3c46eee6f4994872ab2d397bb8179246.html)、2017年7月22日アクセス
- 中華人民共和国国家統計局「中国人口普查数据」、<http://www.stats.gov.cn/tjsj/pcsj/>、2017年7月22日アクセス
- 中華人民共和国国家教育部政府門戶網「全国高等学校名單」、[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/moe\\_634/201706/t20170614\\_306900.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/moe_634/201706/t20170614_306900.html)、2018年9月6日アクセス
- Z市人民政府門戶網「魅力Z—区画人口」、[https://www.zhumadian.gov.cn/html/site\\_gov/welcome/zjzmd/zjzmd/new/qhrk.html](https://www.zhumadian.gov.cn/html/site_gov/welcome/zjzmd/zjzmd/new/qhrk.html)、最終閲覧日：2021年2月17日アクセス
- 日本文部科学省「中国の学校系統図」、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374966.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374966.htm)、2021年9月8日アクセス